処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第104条の2の3第3項

処 分 の 概 要:運転免許の取消し、効力の停止

原権者(委任先): 三重県公安委員会(免許の効力の停止については、三 重県警察本部長)

法 令 の 定 め:道路交通法第90条第1項第1号から第2号まで(免許の 拒否等)、第101条の7(臨時認知機能検査等)、第102条第 1項から第7項まで(臨時適性検査等)、第103条第1項第 1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第108条の 2第1項第12号(講習)

道路交通法施行令第37条の6の4 (認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為)、第37条の6の5 (臨時認知機能検査の受検期間等の特例)、第37条の7 (臨時適性検査)、第39条の2第2項 (臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等)

道路交通法施行規則第29条の2の6第1項(臨時高齢者講習)、第29条の3第1項(臨時適性検査等)

処 分 基 準:臨時認知機能検査、臨時高齢者講習若しくは臨時適性検 査の通知を受けた者(免許を受けた者に限る。) 又は診断書 提出命令を受けた者(免許を受けた者に限る。) がそれぞれ 当該臨時認知機能検査、当該臨時高齢者講習若しくは当該 臨時適性検査を受けないと認める場合又は当該診断書提出 命令に従わない場合の免許の取消しは法令の定めを基準と する。効力の停止の期間は、臨時高齢者講習に係る処分に ついては法令の定めを基準とし、臨時認知機能検査、 適性検査又は診断書提出命令に係る処分については、処分 の日から、当該臨時適性検査又は当該診断書提出命令を行 ったとした場合において、その結果を踏まえ、公安委員会 が処分の決定をすることができるようになるまでに要する と見込まれる期間を基準として定める。

問い合わせ先:交通部運転免許センター運転免許管理課運転者支援室 適性相談係又は高齢者指導係

【電話059 (229) 1212】

備 考: